第 1 班

沼田先生、秋山、片山、 河本、高桑(発表)田中、 長谷川(司会)山田

区民の定義

練馬区に住む人がコア

協力・共有

働きにくる人 学びにくる人 住民票をもって基本とする。行政、事業者、 団体等を範疇に入れる 68 万人

区民の定義

人をいう

区内に住み、働き、学ぶ

因民

- ・住む者
- ・働く者(事業者含む)
- ・学ぶ者
- +
- ・ともに練馬のことを 考える者
- ・区内に住む人
- ・働く人及び学ぶ人
- ・区民地域活動団体
- ・非営利活動団体及び 事業者

自治条例は区と区(地理的、歴史的、人的・・・等) に関係した個人法人

区が全部に財政的に 負担できるか

第6回 懇談会(平成17年10月17日(月))

区民の権利・義務

義務 責務としてはどうか

区民の権利・義務 練馬区で活動する、企業、 個人は、区民が安全で安心 して生活できるための配 慮をしなくてはいけない 「わがまち練馬」という共生 の空間を築く責務を有する 基本的に杉並区自治基本 条例の第4条~6条の様な 考え方で如何? 権利と責務につながるものとしてのモラル・マナーの向上を目指す ルール作り

- 1)未成年者等選挙投票権、直接請求権を有しない区民の権利・義務範囲について
 - 1)未成年者の選挙投票 今の教育システムを考え ると、コア区民も含めてま だ早い!!
- 1) やりたい・必要と思う人が 制限なくできるように
- ・どのように「必要」と認め るか?
- ・「やりたい」をどう判断する か?
- 1)法と条例の許す範囲で 区民に準じ不公平感 の無い様取扱う

未成年者 18~19歳 住民投票参考指標 選挙権等は他制度活用 1) 区民の権利・ 義務

選挙投票権

区外住民の権利義務は?

- 2)区外住民(区内勤務者、区内就学者、区内各種団体)の権利・義務について
 - 2)区外住民

先のコアでない住民は練 馬区の自治活動に参加す る権利を有す 2)区民住民

住民を中心とした協力体(練馬という地域にもたらされる、もたらす利益を共有する 義務と権利

- 2)法と条例の範囲で権 利と義務を課す
- 3)区民参加を区民の義務とするか、また範囲・分担を課すべきかどうか
- 3)区民参加を区民の義務とするか

(区民)参加は区民の権利

- 3) 区民として参加するゆるや かな義務
- ・情報を求める義務(知る義務)
- ・ともに良くしようと考えて ゆく義務(前進の義務)
- ・生じた利益を共有できる権利
- 3)区民参加は自由参加 協働は努力参加

参加の段階分けが必要

- 4)その他、区民の義務とすべき点について
 - 4)区民の義務とすべき点 コア区民はともに練馬の ことを考えてくれる者と の協力を責務とする

第2班

第6回 懇談会(平成17年10月17日(月))

小原先生、木戸(司会) 鈴木、高橋、西村、増田、 三浦、山浦(発表)

区民の定義

住民登録、外国人登録、本 社のある事業所(主たる事 業を営む事業所)で良い

住民税、法人税を納める事業所

環境問題を考えると広く とった方が良いのでは

豊島は住民、区民と2段が まえの定義をしているが うまくいかない

広いものと狭いものがあ る。

それによって条例の効力 が変わってきそうだ 「活動するもの」まで入れ てしまうのは議論が必要

税を一つのくくりで考えるのも手

他区が広い設定をしているのは

事実としてそこに居る ということがある お客さんとして扱うの はもったいない

区民の定義をしないとい う手もある

在学、在勤も入れるのも手

帰納的にやって、また戻れ ば良い 区民の義務・責務

「責務」ではなく権利と義 務でワンセットで良いの では

流動する区民(在勤・在学者や区内を通過するだけの人を含む)に義務までつくるのは少し厳しくないか

同じ区民でも有する権利 と義務は等しくない コミュニティ

コミュニティレベルでの 活動をどう位置づける か?

「コミュニティ」での議 ^{会へ}

区民参加

区議会に決定する前の参 加を模索 住民投票の規定があった 方が良い

具体的な規定までいらないのでは(「…できる」という規定程度でよい)

PI(パブリックインボル ブメント)という言葉は使 わない方が良い

第3班

野口先生、大島、黒田、 古谷(発表)村上(司会) 若井

第6回 懇談会(平成17年10月17日(月))

: グループで合意された 考え方・方向性

: 論点

区民の定義

・区内に住み、働き、または学ぶ人+事業者

区民:区内に住む人、働く 人、学ぶ人及び活動する人 (文京区の定義に「活動す る人」を追加) 場面によって参加すべき 主体が規定できると良い

大筋としては広い対象を 区民とする

事業所も地域にとって大きな力。 責務はある。 地区祭、ねりま祭りなど



事業者をなぜ入れなくて はいけないのか分からない

参加のレベルにもよる。 (区民はここまで、事業所はここまで…) 住民投票は駄目とか 事業所としての参加? 従業員としての参加?

事業ごとに多様な参加の 仕方がある。自治基本条例 では広くしてよいのでは ないか 区民か、区民でないかを区 別する必要があるものも ある

区民の権利と責務

主体として子ども、外国人 も参加する権利がある。し かし、同じではない "義務"ではなくで"責務"制裁は書かない。責務は"軽く"書く

責務を果たすことで、まち

が良くなる、しあわせになるようなイメージの責務

であれば良い

住民のための権利をわか りやすく表記

区民は行政サービスを受 ける権利がある

参加は責務ではなく、権利

共同体としてプラスにな

ることをイメージできる

・最低限のモラル

・区民の気持ちとして責務 を示す

区民は成熟度(年齢)に応じて区政に参加する権利 を挙げるかどうか

子どもの権利条約に書かれていることを自治基本 条例に加えてはどうか

年に応じて子どもにも権利と義務 子どもの権利条約

外国人の権利

練馬区が独自に定める権 利はあるのか? 権利だけを主張する人も いる

たとえば、

協働・・・区民の権利?・・・区民の青務?

区民の責務を入れるべきか?

義務・責務を果たさないから制裁を課すのはおかしい...

確認的な規定はあっても いいかなぁ

行政は住民と協働する義 務がある